

適応障害という病名

2023年10月4日

『そもそも論』の第8回は「適応障害という病名」の話です。鬱病や不安症など通常の精神疾患の病名は“医学的な病態”を表していますが、適応障害だけは“社会的な状況”を示す病名になっています。出現する症状は主に抑鬱や不安、時に身体化した諸症状(胃腸や神経の変調など)です。

では鬱病や不安症と適応障害はどこが異なるのでしょうか。国際的な診断基準では、職場に原因があっても鬱病や不安症の診断基準を満たせば鬱病あるいは不安症と診断することになっているので、それほど重度でない抑鬱症状や不安症状になります(添付の図)。

実際には、症状より「職場でうまくいっていない」ことを前面に出す場合に用いられる傾向があります。その内容は「仕事が多すぎる、難しすぎる」や「上司と合わない」といったことが多いようです。さらにそれが「本人の能力や性格」に起因するのか、「人手不足」や「上司の態度」に問題があるのかは、対策を講じる上で重要なので探っていく必要があります。もちろん、鬱病や不安症という病名がついた場合でも、発症の原因・誘因を確認することは重要です。

ともあれ、この病名だけが異質であり、この病名で診断書が提出された場合は産業医はその意味を読み取り、背後の状況(本人の心理・脳機能特性や業務遂行能力、上司の管理状況)を確認する必要があります。産業医の力量が問われる病名ではあります。

